

第1問

- 1 国産ワインの仕入れ・販売業を営む甲株式会社（以下「甲社」という。）は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社である。甲社においては、Aが代表取締役を、B及びCが取締役を、Dが監査役を務めている。
- 2 甲社は、仕入れた商品を、主に首都圏の百貨店に販売していたところ、新たに関西地方への進出を計画し、令和5年4月頃には、市場調査を終え、具体的な販売経路の獲得に向けて動き出していた。Bは、この機に日本酒の仕入れ・販売業にも手を広げ、一気に事業を拡大すべきだと考えていたが、B以外の取締役はこの考えに対して消極的な意見を示していた。
そこで、Bは、自ら日本酒の仕入れ・販売業を行う乙株式会社（以下「乙社」という。）を設立し、関西地方で日本酒の販売を行って利益を得ようと考えた。同年6月の甲社取締役会において、Bは「Bが乙社を設立し、乙社の代表取締役に就任して事業を行うこと」について承認を求める旨の議案を提出し、当該議案は承認された。承認を求めるに当たり、Bは、「同年8月頃から乙社で業務を開始する予定である」と説明したのみで、乙社の事業内容、規模等については何ら言及しなかったが、他の取締役から質問が出ることもなかった。
- 3 Bは、一人で乙社を設立し、同年8月頃から乙社の代表取締役として業務を開始した。乙社は、甲社の営業・販売ノウハウを活用して関西地方での日本酒の販売経路を獲得し、これによってBは、同年11月末日までに1,000万円の利益を得た。

〔設問〕

上記の事実関係の下で、令和5年12月、甲社はBに対し、会社法上の損害賠償を請求することができるか、論じなさい。

■ 解説

第1 本問で学ぶ答案の書き方

第1問では、請求の当否型の問題のうち、競業取引に関する事案を用いて、条文の文言への要件あてはめを漏れなく行うことの重要性を学習する。

第2 事例の解説

1 主張（請求）及びその法的根拠（条文・制度）の検討・確定

まず、「その事例で、誰が、誰に、何を主張（請求）したいのか」を検討し、その法的根拠を確定する。

本問では、「甲社」が「B」（取締役）に対し、「損害賠償請求」を行うことが「設問」で明示されているため、「株式会社が役員に対して損害賠償を請求したい」場面であることはすぐに読み取れるだろう。

そして、会社法上、株式会社が役員に対して損害賠償請求を行う場合の条文は423条1項であるから、同条を根拠に請求することができないかを検討していくこととなる。

2 要件（文言）充足性の検討

(1) 423条1項の要件の指摘

法的根拠を確定した後は、「法的根拠の要件（文言）の充足性を検討」する。

まず、423条1項の条文上の要件は、①「取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人」すなわち「役員等」が「任務を怠った」こと（任務懈怠）、②「株式会社」に「損害」が発生していること、③②の損害が、①「によって生じた」こと（相当因果関係）である。また、条文には書かれていないが、過失責任の原則から、④任務懈怠について帰責事由があることも要件である。なお、答案上、④が要件であることの理由説明までは不要であろう。

条文上の要件と解釈による要件をいずれも正確に把握しておくことが必要である。

(2) 任務懈怠の有無

ア 423条1項の要件充足性を検討するに当たり、まず問題となるのが、「何が任務懈怠に当たるか」である。本問では、Bが乙社の代表取締役として、日本酒の仕入れ・販売業を行うことが、「取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき」（競業取引）に当たるのであれば、B（取締役）は、「重要な事実を開示し」た上で、甲社の取締役会の承認を得る必要がある（356 I 柱書、同①、365 I）。

そこで、任務懈怠の有無を判断する前提として、356条1項柱書、同項1号の要件（文言）充足性を検討することとなる。具体的には、Bの行為が競業取引に該当するのか、該当するとして、Bが甲社取締役会で行った説明は「重要な事実を開示し」といえるのかを検討するわけだが、ここで、要件（文言）に検討漏れがないようにしてほしい。

なお、423条1項や429条1項の損害賠償責任が問われる問題においては、多くの場合、任務懈怠という要件を充足するかが最も重要な論点となる。任務懈怠の有無を論じるに当たっては、別の（423 I や429 I 以外の）条文の要件（文言）充足性の検討が必要となる場合も多いため論述が長くなりがちだが、要件の指摘漏れがないように丁寧に論じることが求められる。

イ 本問において、まず、「自己又は第三者のために」の解釈には、名義説・計算説の対立があるため、「問題提起」「解釈（規範定立・論証）」「あてはめ」の順で検討すべきところである。もっとも、本問では、どちらの立場に立ったとしても、「自己又は第三者のために」に該当するのは明らかであるから、長々と論じる必要はなく、自説を簡潔に示した上であてはめれば足りるであろう（計算説に立った場合、利益は一人株主であるBに帰属するため「自己のために」に当たり、名義説に立った場合、Bは乙社を代表するため「第三者のために」に当たる。）。

知っている論点だからと大展開するのではなく、結論を左右する論点を厚く論じ、結論を左右しない論点は軽く触れるにとどめる（触れること自体は必要である。）ことを意識したい。

ウ 次に、「事業の部類に属する取引」については、「問題提起」「解釈（規範定立・論証）」「あてはめ」の順で検討する。

「事業の部類に属する取引」とは、会社の事業の目的である取引よりも広く、それと同種又は類似の商品や役務を対象とする取引であって、会社の実際に行う事業と市場において取引が競合し、株式会社と取締役との間に利益衝突が生じる可能性のある取引をいう。これは、会社に関する営業機密を熟知する取締役が、会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図り、会社に損害を発生させることを防止するという356条1項1号の趣旨から導かれる解釈である。解釈の理由付けとして趣旨を用いることが重要となる。また、定款所定の会社の目的たる事業に関する取引が全て含まれるわけではなく、そのうち会社が実際に行っている事業や、既に準備に着手している事業、一時的に休止している事業に関する取引が含まれる。すなわち、定款に目的事項として記載されていたとしても、何ら準備をしていない事業や、完全に廃業した事業は含まれないことになる。

本問では、(a)甲社が現在主に事業を行っているのが首都圏であるのに対し、乙社が事業を行ったのは関西地方であるが、甲社も関西地方に進出を計画し、既に具体的な販売経路の獲得に向けて動き出していたこと、(b)甲社が仕入れ・販売しているのが国産ワインであるのに対し、乙社が仕入れ・販売しているのは日本酒であること、という事実を指摘しながら、これらの事実の類似点・相違点をどう評価するかが腕の見せ所である。

解答例では、確かにワインと日本酒では原材料は異なるが、「酒類」という点では共通すること、乙社は甲社における国産ワインの営業・販売ノウハウを活用して関西地方での日本酒の販売経路を獲得したことを踏まえて、同一市場で競合する可能性はあると評価した。そして、甲社が関西地方への進出を具体的に準備していることを踏まえて、「事業の部類に属する取引」に当たると結論づけている。

なお、「代表取締役就任すること自体は、『取引』ではないため、競業取引に該当しない」（東京地判昭45.7.23参照）が、代表取締役就任すれば会社の代表として日々の取引を行うことが予定されるため、包括的に承認を得ておく必要があるという内容を“論点”として覚えている人もいるかもしれない。しかし、本問では初めから、Bが「乙社の代表取締役に就任して『事業を行うこと』」までが承認の対象となっているため、あえて上記の点に触れる必要はないだろう。知っていることを書くのではなく、「問われていること（出題者が書いてほしいと思っていること）は何か」という視点で論述内容の取捨選択をすることが大切である。

エ 以上から、Bの行為は競業取引に該当するため、Bは、「重要な事実を開示し」た上で、甲社の取締役会の承認を得ることが必要となる。

「重要な事実」に当たるかについても、「問題提起」「解釈（規範定立・論証）」「あてはめ」の順で検討することが望ましい。上述の356条1項1号の趣旨を踏まえて、「重要な事実」とは、取引内容のうち株式会社の利益と対立するような重要部分（例えば、取引の相手方、目的物、数量、価額、取引期間等）をいい、会社の事業が受ける影響が予測できる程度の具体的な事実でなければならないと解釈されている。

本問で、Bは「同年8月頃から乙社で業務を開始する予定である」ということしか明らかにしておらず、乙社の事業内容、規模等については何ら言及していないから、「重要な事実を開示し」たということはできないだろう。なお、かかる重要な事実、質問されなくても開示しなければならないものであるから、他の取締役から質問がなかったからといって、結論は左右されない。

オ 以上より、取締役Bは競業取引について甲社取締役会の承認を得るに当た

り、「重要な事実を開示し」ていないから、356条1項1号、365条1項違反という任務懈怠があるといえる（要件①充足）。

(3) 423条1項のその他の要件の検討

ア ここまでの論述は、まだ任務懈怠の検討が終わっただけであるため、423条1項のその他の要件の検討を忘れてはならない。もっとも、本問において、その他の要件はコンパクトに論じれば足りるであろう。論述のメリハリを意識して構成することがポイントである。

イ まず、甲社に損害があるかについて、問題文において甲社の損害の有無及び損害額は明らかになっていないが、356条1項に違反して競業取引をしたときは、「当該取引によって取締役……が得た利益の額」が、会社の損害額と推定される（423Ⅱ）。

取締役Bは、乙社の事業によって、令和5年11月末日までに1,000万円の利益を得ているから当該額が甲社の損害額と推定されることとなる。よって、推定を覆す事情がなければ、1,000万円が損害額といえる。ここは、場合分けをしてもよいし、「推定を覆す事情はない」と断定してしまっても構わない（要件②充足）。

なお、実務において損害賠償を請求するときは額を明示して請求するのが一般的であるため、損害賠償請求を認めるという結論に至った場合には、明確に問われていなくても、できる限り損害額を特定して明示することが望ましい（必ず特定可能とは限らない。）。

ウ Bの任務懈怠と甲社の損害に相当因果関係があることは、事案上明らかであるため、あっさり認定してよいだろう（要件③充足）。

エ では、Bに任務懈怠についての帰責事由があるだろうか。Bは、甲社取締役として、甲社が国産ワインの仕入れ・販売において関西地方に進出を計画していたことを知った上で、日本酒の仕入れ・販売業にも手を広げて事業を拡大すべきと主張していた。しかし、これが他の取締役らに受け入れられなかったために、自ら当該事業を行って利益を得ようとしている。さらに、甲社の取締役として知り得た営業・販売ノウハウも活用していたという事実まであるのだから、帰責事由を認めてよいだろう（要件④充足）。

3 効果（文言）該当性の検討

全ての要件を充足する場合、効果が発生するため、「法的根拠の効果（文言）の該当性を検討」する。

423条1項の効果は、「役員等」が、「株式会社に対し……損害を賠償する責任を負う。」という単純なものであるから、「問題提起」「解釈（規範定立・論証）」は不要である。「あてはめ・効果該当性」として、「Bは、甲社に対し、1,000万円の損

害を賠償する責任を負う。」ことを指摘すればよい。

4 主張（請求）の検討結果〔結論〕の指摘

結論は、「設問に真正面から答える形で」指摘することが重要である。

本問は、「甲社は、Bに対し、損害賠償を請求することができるか。」と問われているため、「甲社は、Bに対し、1,000万円の損害賠償を請求することができる。」という表現となるだろう。

■ 答案構成例

- 1 甲社⇒取締役Bへの損害賠償請求
 役員等の任務懈怠に基づく損害賠償請求（423 I）
 要件① 「役員等」に任務懈怠（「任務を怠った」）があること
 ② 「株式会社」に「損害」があること
 ③ ①と②の間に相当因果関係があること（「によって」）
 ④ ①について、役員等に故意又は過失があること

- 2 Bの任務懈怠の有無＝競業取引規制違反があるか（356 I ①、365 I）
 「自己又は第三者のために」
 ア 計算説
 イ あてはめ
 ウ 結論 「自己のために」に該当
 「会社の事業の部類に属する取引」
 ア 規範定立（判例）
 イ あてはめ
 ※ 「首都圏と関西地方」「国産ワインと日本酒」という違いをどう評価するか
 ウ 結論 会社の事業の部類に属する取引に該当する
 「重要な事実を開示」（356 I 柱書）
 ア 規範定立（判例）
 イ あてはめ
 ※ 乙社の事業内容、規模等を説明する必要があったかの評価
 ウ 結論：重要な事実を開示したとはいえない
 結論 356条1項1号、365条1項違反という任務懈怠が認められる

- 3 423条1項のその他の要件の検討
 要件② Bの得た1,000万円が甲社の損害と推定（423 II）
 推定を覆す事情はない
 要件③ 充足
 要件④ 充足

- 4 結論 甲社はBに対し、1,000万円の損害賠償請求をすることができる

■ 答案例

1 1 甲社は、取締役Bに対し、会社法（以下、法令名省略。）423条1
2 項に基づく損害賠償請求ができないか。

3 当該請求が認められるためには、①「役員等」に任務懈怠があること、
4 ②会社に損害が発生していること、③①と②の間に相当因果関係がある
5 こと、④①につき帰責事由があること、が必要である。

6 2 まず、「役員等」である取締役Bに、競業避止義務（356条1項1号）
7 違反を理由とする任務懈怠が認められないか。

8 (1) 同号の「自己又は第三者のために」とは、「自己又は第三者の計算で」
9 という意味であるところ、Bが一人で乙社を設立して事業をしている
10 ことから、自己の計算で行っているといえる。

11 (2) では、Bが乙社で日本酒を仕入れ・販売した行為は、甲社の「事業
12 の部類に属する取引」に当たるか。

13 この点、同号の趣旨が、会社に関する営業秘密を熟知している取締
14 役が、会社の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図り、会社に
15 損害を発生させることを防止する点にあることから、「事業の部類に
16 属する取引」とは、会社が実際に行う事業と市場において取引が競合
17 し、株式会社と取締役との間で利益が衝突する可能性のあるものを広
18 く含むと解する。

19 本問で、甲社はこれまで、仕入れた商品を主に首都圏の百貨店に販
20 売していたが、関西地方への進出を計画し、令和5年4月頃には、市
21 場調査も終え、既に具体的な販路の獲得に向けて動き出していた。よっ
22 て、「関西地方」という市場で、取引が競合する可能性はあるといえる。

また、甲社の商品は国産ワイン、乙社の商品は日本酒であり、原材料こそ異なるものの、酒類という点では共通であり、仕入先、販売先、営業・販売ノウハウには共通する部分があり得る。実際にも、Bは甲社の営業・販売ノウハウを活用して販売経路を獲得しているから、市場において競合する可能性があるといえる。

よって、甲社の「事業の部類に属する取引」に当たる。

(3) そうだとすれば、Bは、甲社の取締役会において、「重要な事実を開示し」た上で承認を得る必要があった（356条1項柱書、365条1項）が、かかる事実を開示したといえるか。

上記の競業取引規制の趣旨からすれば、「重要な事実」とは、取引内容のうち、株式会社の利益と対立するような重要部分をいい、会社の事業が受ける影響が予測できる程度の具体的な事実でなければならぬと解する。

Bは、甲社取締役会において、業務開始時期を説明したのみで、乙社の事業内容、規模等については何ら言及していない。これでは、関西地方における国産ワインの販売という甲社の事業が受ける影響が予測できるとはいえず、甲社の利益と対立するような重要部分が開示されたとはいえない。

(4) よって、Bは「重要な事実を開示」せずに取締役会の承認を得ている点に、356条1項1号、365条1項違反という任務懈怠が認められる（要件①充足）。

3 では、423条1項のその他の要件は満たすか。

1 (1) まず、甲社に損害が発生しているといえるか。

2 423条2項によれば、競業取引違反がある場合には、当該競業取
3 引によって取締役が得た利益の額が損害額と推定される。

4 本問では、Bが乙社の事業によって1,000万円の利益を得てお
5 り、推定を覆す事情もないため、甲社には1,000万円の損害が発
6 生したといえる（要件②充足）。

7 (2) そして、かかる損害は、Bが乙社の事業を行ったことによって生じ
8 ているから、相当因果関係も認められる（要件③充足）。

9 (3) また、Bは、甲社の事業の拡大のために日本酒の仕入れ・販売業を
10 提案したところ、これが他の取締役に受け入れられなかったために、
11 自ら利益を得ようと考えて乙社を設立し、実際にも甲社の営業・販売
12 ノウハウを活用して乙社の業績を拡大している。よって、Bには任務
13 懈怠につき、帰責事由があるといえる（要件④充足）。

14 4 以上より、甲社は、取締役Bに対し、423条1項に基づいて、1,
15 000万円の損害賠償を請求することができる。

16 以上
17
18
19
20
21
22